

京都市市営住宅の共益費に係る給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、建替えその他の事業の実施に伴い入居世帯数が減少している市営住宅の共益費に係る給付金（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 共益費

京都市市営住宅共益費徴収等事務取扱要綱第2条第1項第1号に定める費用をいう。

(2) 団地再生事業等

市営住宅の建替えを伴う事業をいう。

(3) 住替え事業

京都市市営住宅入居者の安全確保に係る住替え実施要綱第1条に定める住替えの事業をいう。

(4) 団地

京都市市営住宅条例別表に掲げる市営住宅をいう。

(5) 自治会等

市営住宅の入居者で構成され、市営住宅の共用部分の管理及び共益費の徴収を行っている自治組織をいう。

(6) 対象年度

給付金を申請する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。以下同じ。）をいう。

(支給対象団地)

第3条 次に掲げる市営住宅において、市長は、自治会等からの申請に基づき、給付金を支給することができる。ただし、市長が共益費を徴収している市営住宅を除く。

(1) 対象年度において、団地再生事業等の実施に伴い入居者の公募を停止している（団地再生事業等が予定されており、当該事業を円滑に進めるために入居者の公募を停止している場合を含む。次条第5項において同じ。）住棟内の住宅

(2) 対象年度において、住替え事業を実施中の団地（ただし、一部の住棟のみ当該事業を行っている場合は当該住棟）内の住宅

(給付金額)

第4条 給付金額は、月（次項各号に掲げる経費を支出した月をいう。以下この項において同じ。）及び住棟（ただし、複数の住棟の共益費を同一会計で処理している場合は当該会計単位とする。以下この項及び第5項において同じ。）ごとに、次の算式により算定す

る。なお、小数点以下の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

<算式>

$$\text{給付金額} = \text{対象共益費} \times \left(1 - \frac{\text{当該月の住棟の入居率}}{\text{基準入居率}} \right)$$

- 2 前項の対象共益費は、次に掲げる支出額（対象年度に支出した費用に限る。）の合計額とする。
 - (1) 市営住宅の共用部分に係る電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (2) 市営住宅の共用部分の清掃に係る費用
 - (3) 市営住宅の共用部分の除草に係る費用
 - (4) 市営住宅の共用部分において生じた廃棄物の処分に係る費用
 - (5) 第1号から前号までの支出に付随する費用（市営住宅の共用部分の管理に必要と認められるものに限る。）
- 3 前項の規定にかかわらず、第10条第3項の規定により概算払いする場合にあっては、第1項の対象共益費は、前年度における前項各号に掲げる支出額の合計とする。
- 4 第1項の当該月の住棟の入居率は、同月の1日時点の住棟の入居世帯数（市営住宅の目的外使用許可を受けた者を入居世帯数に含める。）を、同日時点の住棟の管理戸数で除して得た率（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り捨て小数点以下1位までとしたもの）とする。
- 5 第1項の基準入居率は、次の各号の住宅の区分に応じてそれぞれ定めるもの（小数点以下1位未満の端数があるときは、これを切り上げ小数点以下1位までとしたもの）とする。
 - (1) 前条第1号に定める住宅

団地再生事業等の実施に伴い公募を停止した住棟に係る、当該停止した月の1日時点の入居率。ただし、当該入居率が、対象年度の4月1日時点の市営住宅（改良住宅その他の団地再生事業等若しくは住替え事業を実施中又は実施予定の住宅及び公募停止中の住宅を除く。）全体の入居率（市営住宅の目的外使用許可を受けた者を入居世帯数に含めて算出する。以下「市営住宅入居率」という。）を上回る場合は、市営住宅入居率とする。
 - (2) 前条第2号に定める住宅

住替え事業により、当該対象団地又は住棟内の入居者が他の住宅に最初に住み替えた月の1日時点の当該住棟の入居率。ただし、当該入居率が、市営住宅入居率を上回る場合は、市営住宅入居率とする。

（申請）

- 第5条 連合会等の団地を代表する組織は、市営住宅の共益費に係る給付金申請書鑑（第1号様式）とともに、当該団地内の住棟における給付金の申請（次項に規定する申請をいう。以下同じ。）を取りまとめて、市長に提出するものとする。ただし、団地を代表する組織がない場合その他給付金の申請を取りまとめることが適当でない場合はこの限りでない。
- 2 自治会等の給付金の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、市営住宅の共益費に係る給付金申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請するもの

とする。

- (1) 領収書の写しその他の前条第2項又は第3項に規定する支出額を証する書類
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 3 前項の申請は、上半期分（4月1日から9月30日までの支出分をいう。）と下半期分（10月1日から翌年3月31日までの支出分をいう。）の年2回行うものとする。ただし、年度の途中で事業を開始又は完了した場合その他市長が適当と認める場合は、これと異なる期間について申請することができる。
- 4 第2項の申請は、対象年度の3月31日までに行わなければならない。
- 5 第10条第3項の規定により概算払いする場合にあっては、第3項の規定にかかわらず、対象年度の9月29日以前に第2項の申請をすることができる。

（申請の取下げ）

- 第6条 申請者は、申請を取り下げる旨を記載した書面を市長に提出することにより、申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請及び当該申請に係る次条第1項の決定（決定済みの場合に限る。）はなかったものとみなす。

（支給決定）

- 第7条 市長は、第5条第2項の申請が到達した日から30日以内に、給付金の支給及び給付金額又は不支給を決定する。
- 2 市長は、前項の規定により支給を決定したときは、市営住宅の共益費に係る給付金支給決定通知書（第3号様式）により、不支給を決定したときは、市営住宅の共益費に係る給付金不支給決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知する。

（決定の取消し等）

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の決定を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 申請の内容が事実と異なることが判明したとき。
 - (2) 不正の手段により、給付金の支給を受けようとしたとき。
 - (3) 給付金を支給することが適当でないと市長が認めたとき。

（請求）

- 第9条 第7条第1項の規定により支給を決定した場合は、申請者は、第7条第2項の通知を受けた後速やかに、市長に対し、請求書（第5号様式）により、給付金の請求を行わなければならない。

（支払方法）

- 第10条 市長は、口座振替の方法により給付金を支払う。
- 2 給付金の支払いは、精算払いとする。

3 自治会等の財政状況に鑑み、至急の給付が必要であると認められるときその他市長がやむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、概算払いにより9割を限度として給付金を支払うことができる。この場合においては、対象年度の支出額に基づき精算を行うものとする。

(書類の保存期間)

第11条 申請者は、第5条第2項各号に掲げる書類を、対象年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則 (令和7年3月31日決定)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。